3　入札書提出場所等
⑴　入札書の提出場所、契約条項を示す場所及び入札説明書の交付場所
〒102―8666 東京都千代田区四番町５番地３　サイエンスプラザ　国立研究開発法人科学技術振興機構　経理部調達室（調達第一課）
担当　齋藤　智史　ＴＥＬ：03―5214―7996　E-mail：keiyakuk@jst.go.jp
⑵　入札説明書の交付方法　本公告日から下記ＵＲＬよりダウンロード可能。窓口交付の場合は上記３⑴の交付場所にて交付する。
ＵＲＬ：https://choutatsu.jst.go.jp/
⑶　入札書の受領期限　令和８年12月３日（木）17時00分（ただし、郵送による入札書の受領期限は、令和８年12月３日（木）17時00分）
⑷　開札の日時及び場所　令和８年12月７日（月）10時30分　〒102―8666 東京都千代田区四番町５番地３　サイエンスプラザ　国立研究開発法人科学技術振興機構　１階入札室
⑸　入札説明会の日時及び場所　令和８年９月18日（金）10時30分　会場とZoomミーティングを利用したオンラインの同時開催とする。
〒102―8666 東京都千代田区四番町５番地３　サイエンスプラザ　国立研究開発法人科学技術振興機構　１階入札室（入札説明会への参加を希望する者は令和８年９月17日（木）17時00分までに上記３⑴あてにメールで連絡をすること。）
4　その他
⑴　契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨に限る。
⑵　入札保証金及び契約保証金　免除
⑶　入札執行回数　５回を限度とする。
⑷　入札者に要求される事項　入札に参加しようとする者は、入札説明書に示す仕様書等に基づき提案書等を作成し、２⑵⑤の提出期限までに提出しなければならない。提案書は当機構において審査し、採用し得ると判断した提案書を提出した者のみ入札に参加できる。なお、提案書について説明を求められた場合は、これに応じなければならない。
⑸　入札の無効　本公告に示した競争参加資格のない者の入札及び入札に関する条件に違反した入札。
⑹　契約書作成の要否　要
⑺　契約条項　国立研究開発法人科学技術振興機構所定の契約書による。
⑻　落札者の決定方法　落札者の決定方法は、総合評価落札方式をもって行う。本公告に示した業務を履行できると分任契約担当者が判断した入札者であって、当機構が作成した予定価格の制限の範囲内で、入札説明書で指定する必須とした項目の最低限の要求要件を全て満たしている提案をした入札者の中から、入札説明書で定める総合評価の方法をもって落札者を決定する。なお、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち評価値の最も高い者を落札者とすることがある。
⑼　その他詳細は入札説明書による。なお、入札説明書等で当該調達に関する環境上の条件を定めた調達であると示されている場合は、十分理解した上で応札すること。
5　Summary
⑴　Contracting Entity : KONDO Akihiro, Director of the Office of Procurement, Japan Science and Technology Agency
⑵　Classification of the services to be procured : 71, 27
⑶　Nature and quantity of the services to be required : Affairs related to construction of the science and technology literature information data, FY2027 ; 1 set
⑷　Implementation period : 1 April, 2027 to 31 March, 2028
⑸　Implementation place : described in the specification
⑹　Qualifications for participating in the tendering procedures : Tenderers shall be those who ①not come under Article 70 of the Cabinet Order concerning the Budget, Auditing and Accounting. Furthermore, minors, Person under Conservatorship or Person under Assistance that obtained the consent necessary for concluding a contract may be applicable under cases of special reasons within the said clause. ②not come under Article 71 of the Cabinet Order concerning the Budget, Auditing and Accounting. ③have the Grade A, B or C qualified for participating in tenders for the "provision of services" by Single qualification for every ministry and agency in the fiscal year, 2025, 2026 and 2027. ④not be currently under suspension of nomination by JST
⑺　Obligations of tenders : ①The tenders must prepare written proposals based on the specifications shown in the letter of explanations and submit by 5 : 00 PM 6 November, 2026 ②The tenders must respond to the relevant questions made by the officer in charge of contracts ; and ③JST shall conduct inspections of the said proposals. ④Please be noted that if it is indicated that environmental conditions relating to the procurement are laid down in its tender documents.
⑻　Time limit of tender : 5 : 00 PM 3 December, 2026 (tenders submitted by mail 5 : 00 PM 3 December, 2026)
⑼　Contact point for the notice : SAITO Satoshi, the First Procurement Division, Office of Procurement, JST, 5―3, Yonbancho, Chiyoda-ku, Tokyo 102―8666, Japan, TEL 03―5214―7996

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。
令和８年９月４日
国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
財務契約部長　松本　尚也
◎調達機関番号　817　◎所在地番号　08
○第 08―1492― 2 号
1　調達内容
⑴　品目分類番号　24
⑵　購入等件名及び数量　圧力波重畳試験用測定装置の購入　１式
⑶　購入等件名の特質等　入札説明書及び仕様書による。
⑷　納入期限　令和９年２月26日
⑸　納入場所　国立研究開発法人日本原子力研究開発機構（詳細は仕様書による。）
⑹　入札方法
①　総価で行う。
②　落札の決定については、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか、免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
2　競争参加資格
⑴　予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別な理由がある場合に該当する。
⑵　予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
⑶　国立研究開発法人日本原子力研究開発機構競争参加者資格審査又は国の競争参加者資格（全省庁統一資格）のいずれかにおいて、当該年度における「物品の販売」のＡ、Ｂ、Ｃ又はＤ等級に格付けされている者であること。
⑷　国立研究開発法人日本原子力研究開発機構財務契約部長から取引停止にされている期間中の者でないこと。
⑸　警察当局から、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構に対し、暴力団員が実質的に経営を支配している業者又はこれに準ずるものとして、建設工事及び測量等、物品の製造及び役務の提供等の調達契約からの排除要請があり、当該状況が継続している者でないこと。